

男女共同参画意識の変容

— 愛知県の調査を踏まえて —

若松孝司¹

Transformation of Gender-Equality Consciousness in Aichi Pref.

WAKAMATSU Takashi

1. はじめに

愛知県では、愛知県男女共同参画推進条例と愛知県男女共同参画計画（「あいち男女共同参画プラン21」）を両輪として、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的な取り組みを進めている。「あいち男女共同参画プラン21」については、平成13年に策定された後、平成18年に見直しを行い、平成22年までに新プランが策定されることとなっている。この新プラン策定にあたって愛知県は、愛知県男女共同参画審議会に対して「新プランの基本方向について」の諮問を行い、意見を伺うこととなっている。このため、愛知県男女共同参画審議会は平成20年（2008年）9月に、「男女共同参画意識に関する調査」を実施した。

本稿は、2008年9月に実施された「男女共同参画意識に関する調査」の結果について、1998年に行なわれた同調査および2008年に行なわれた全国調査との比較を中心に筆者なりの分析を加えたうえで、愛知県における男女共同参画に対する意識についての検討を試みたものである。

2. 愛知県における男女共同参画

本稿は、次節において2008年9月に実施された「男女共同参画意識に関する調査」をもちいて、前回実施（1998年）および全国調査との比較を試みるが、その前提として、これまでの愛知県の男女共同参画施策を確認することとしたい。

表1にあるように、愛知県では1976年に総務部に青少年婦人室が設置され、県として女性問題に取り組むようになってから1996年の女性総合センター開設までの20年間は、女性が活動するための施設、相談窓口、担当部局の設置といった女性運動にとってのインフラストラクチャー整備が重点的に行われた。

そのうち、1997年2月には1989年に策定された「あいち女性プラン」の見直しが始まり、「あいち男女共同参画2000年プラン」があらたに作成された。また、2002年に施行された

¹ 愛知淑徳大学文化創造学部・大学院GCC研究科准教授、愛知県男女共同参画審議会委員

愛知県男女共同参画推進条例を受けて、翌年には「男女共同参画の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取り組み、県の役割～」と題された答申が提出された。これには、男女共同参画の支障となっている問題について、法律や制度上の問題ではなく現場レベルでの運用の問題であるとの観点が示されている。こうした観点は、2005年の「職員の子育て応援プログラム」策定や2006年の産学官の連携による連続公開講座の実施、2007年の産学官連携のシンポジウム開催や「女性のチャレンジ・サポート講座」開設にもみることができる。

こうした現場レベルでの問題解決の試みのほかにも、2003年の男女共同参画フォーラムの開催、2004年の男女共同参画チャレンジフェスタ開催、2005年の男女共同参画チャレンジ応援劇の上演と男女共同参画フォーラム in あいち開催など、男女共同参画の理念を県民に周知徹底させるべくさまざまな啓発活動が展開されている。

このように、ここ10年間は、女性問題の確認や発掘といった観点からの施策ではなく、それまでの路線の確認および修正や、「男女共同参画」の実現のために必要な条件整備が重点的に行われるようになってきている。これは、法的・制度的な条件の整備から、その運用へと女性問題の課題が変化していることを示しているともいえよう。そこで次節ではこうした女性政策のありかたを県民の意識の変化という視点から検討する。

3. 「男女共同参画意識に関する調査」結果から

3-1 「男女共同参画意識に関する調査」

愛知県では2001年に「愛知男女共同参画プラン21」を策定し、2006年にその見直しを行っているが、これらのプランは2010年度を目標としているために、2010年度までに新プランを策定する必要がある。本調査は、筆者が委員を務める愛知県男女共同参画審議会が、2010年に予定されている新プラン策定のための基礎資料として2008年9月に行ったものである。本稿ではその一部と1998年9月に行われた前回調査（男女共同参画意識に関する調査〔1999年2月発表〕¹⁾、2007年に行われた内閣府による全国調査²⁾とを用いて、愛知県における男女共同参画意識の変化と愛知県の特徴を検討する。

本調査の概要は以下の通り。

1) 調査の企画

- (1) 調査区域：愛知県全域
- (2) 調査対象：愛知県在住の満20歳以上の男女（男女各2,000人、計4,000人）
- (3) 標本数：2,124人（男性45.7%、女性54.3%）
- (4) 抽出方法：住民基本台帳に基づく等間隔抽出法
- (5) 調査方法：郵送配布、郵送回収
- (6) 調査時期：平成20年9月1日から9月15日まで

2) 調査内容

調査内容は次の6領域にわたり、計18項目の質問事項を設定した。なお、質問事項

の設定に際しては、本県において過去に実施された各種関連調査及び内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査を参考にした。

- (1) 男女の平等について
- (2) 女性の社会進出について
- (3) 結婚、家庭・地域生活に関する意識について
- (4) ドメスティック・バイオレンス（DV）について
- (5) 男女共同参画社会について
- (6) 調査対象者の属性

3-2 調査結果ⁱⁱⁱ

3-2-1 男女の平等について

(1) 男女の地位の平等について

図1-1～8は、男女の地位が平等であると感じられるかどうかを「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「地域活動の場」、「政治の場」、「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体として」の全8項目についてたずねたものである。地域活動の場については、内閣府の調査には項目が記載されていない。

図1-1にあるように、「平等」と回答した人の割合が最も高いのは、「学校教育の場」で57.5%。次いで「地域活動の場」が37.8%、「法律や制度の上」が35.1%の順になっている。最も低いのは、「政治の場」および「社会通念・慣習・しきたりなど」である。また、「職場」および「社会全体として」も低い割合となっている。

図1-2は、家庭生活における男女の地位の平等についての調査結果を、男女別そして内閣府の全国調査と比べてみたものである（以下、図1-8まで同様）。「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は56.4%と高く、「平等」と回答した人の割合は26.5%、「女性の方が優遇されている」（「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」以下同じ）と回答した人の割合は9.2%と低い。

性別で見ると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、女性がやや高い一方、「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、男性が高い。全国調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は高く、「平等」と回答した人の割合は低くなっている。

図1-3は、職場における男女の地位の平等についての調査結果である。「男性の方が優遇されている」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は68.0%、「女性の方が優遇されている」（「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は7.7%となっている。また、「平等」と回答した人の割合は13.7%となっている。

性別で見ると、「男性のほうに優遇されている」と回答した割合は、男性のほうが高い。ま

た、全国調査では、「男性の方が優遇されている」と回答した人（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が 60.9%で、今回調査でも 68.0%と高い。また、男性については、全国調査の「男性の方が優遇されている」と回答した人（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が 57.1%なのに対し、今回調査は 69.0%と 10%以上高い。

図1-4は、学校教育の場における男女の地位の平等についての調査結果である。「平等」の割合が最も高く、57.5%を占めている。また、「男性の方が優遇されている」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は 17.4%、「女性の方が優遇されている」（「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は 4.7%と低い。性別で見ると、男女ともに平等が過半数を超えており、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、若干女性の方が高い。全国調査では平等と回答した人の割合が高く、今回調査と同様の傾向が見られる。

図1-5は、政治の場における男女の地位の平等についての調査結果である。「男性の方が優遇されている」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が 75.9%と最も高い。また、「平等」と回答した人の割合は 10.9%、「女性の方が優遇されている」（「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は 1.6%と低い。性別で見ると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、男女ともに高く、全国調査では、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が 67.9%高い。

図1-6は法律や制度の上での男女の地位の平等についての調査結果である。「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 42.3%、「平等」と回答した人の割合は 35.1%とともに高くなっている。また、「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 6.8%と低くなっている。性別で見ると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は女性の方が高く、全国調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」、「平等」とともに、回答した人の割合は低い。

図1-7は社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等についての調査結果である。「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 76.2%と高く、「平等」と回答した人の割合は 10.9%、「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 3.5%と低い。性別で見ると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は女性の方が高く、全国調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合はやや高く、「平等」と回答した人の割合は低い。

図1-8は社会全体としての男女の地位の平等についての調査結果である。「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 72.5%と高く、「平等」と回答した人の割合は 14.3%、「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合は 3.9%と低い。性別で見ると、「男性の

方が優遇されている」と回答した人の割合は女性の方が高く、全国調査と比較すると、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合はほぼ同じであり、「平等」と回答した人の割合は低い。

(2) 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるには何が重要か

図2は、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるには何が重要かについて、「女性をとりまくさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」「行政や企業などの重要な役職に女性を積極的に登用する制度を採用・充実する」「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」「学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」「その他」「わからない・無回答」のうちから選んだものである。(複数回答可)

これによると、「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」と回答した人の割合が53.0%と最も高く、次いで「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」(43.1%)、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」(39.1%)の順となった。

性別で見ると、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」と回答した人の割合は女性の方が特に高く、全国調査と比較すると、すべての項目において重要であると回答した人の割合が高い。特に、「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」と回答した人の割合が、全国調査の約2倍と大幅に高くなっている。

3-2-2 女性の社会進出について

(1) 女性が増えるほうがよいと思う職業や役割

図3は、女性が増えるほうがよいと思う職業や役割について、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」「弁護士、医師等の専門職」「企業の管理職」「国家公務員、地方公務員の管理職」「都道府県、市町村の首長」「小学校、中学校、高等学校の管理職」「自治会、PTA等の役員」「大学、企業等の研究者」「その他」「分からない、無回答」のうちから選んだものである。(複数回答可)

これによると、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」と回答した人の割合が48.2%と最も高く、次いで「弁護士、医師などの専門職」(44.3%)、「企業の管理職」(38.5%)の順となっている。

性別による大きな差異は見られない。全国調査と比較すると、ともに「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」と回答した人の割合が最も高く、次いで全国調査では「企業

の管理職」が高いのに対し、今回調査では「弁護士、医師などの専門職」が高い。

(2) 政治や行政において政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由

図4は、政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由について、「男性優位の組織運営」「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」「家庭の支援・協力が得られない」「女性側の積極性が不十分」「女性の活動を支援するネットワークの不足」「女性の能力開発の機会が不十分」「その他」「分からない、無回答」のうちから選んだものである。(複数回答可)

これによると、「男性優位の組織運営」と回答した人の割合が55.7%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」(44.4%)、「家庭の協力が得られない」(42.6%)の順となっている。

性別で見ると、「家庭の支援・協力が得られない」と回答した人の割合は女性の方が高く、前回調査(平成10年実施)と比較すると、「男性優位の組織運営」(73.0%→55.7%)、「女性の能力開発の機会が不十分」(33.1%→20.9%)と回答した人の割合は低下しているが、「家庭の協力が得られない」と回答した人の割合は上昇している(24.3%→42.6%)。

(3) 女性が職業を持つことについての考え

図5は、女性が職業を持つことについての考え方について、「女性は職業を持たないほうが良い」「結婚するまでは職業を持つほうがよい」「子どもができるまでは職業を持つほうがよい」「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」「子どもができたなら仕事を辞め、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」「その他」「分からない」のうちから、最も近いものを選んだものである。(複数回答可)

それによると、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が41.1%と最も高く、次いで「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と回答した人の順となっている。また、「子どもができるまでは職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は6.4%、「結婚するまでは職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は4.3%、「女性は職業を持たないほうがよい」と回答した人の割合は0.9%と低い。

性別による大きな差異は見られない。前回調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と回答した人の割合は上昇している(20.5%→31.6%)が、その他については低下している。全国調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」と回答した人の割合が低く、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が高い。

3-2-3 結婚、家庭に関する意識について

(1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

図6は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての見解を、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「分からない」のうちから選んだ結果である。「賛成」（「賛成」と「どちらかといえば賛成」以下同じ）と回答した人の割合は47.6%、「反対」（「反対」と「どちらかといえば反対」以下同じ）と回答した人の割合は39.8%と、「賛成」が「反対」を上回っている。

性別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は男性の方が高く、「反対」と回答した人の割合は女性の方が高く、前回調査と比較すると、「賛成」（41.9%→47.6%）、「反対」（37.8%→39.8%）ともに、回答した人の割合が上昇している。全国調査と比較すると、「賛成」と回答した人の割合が高く、「反対」と回答した人の割合は低くなっている。

(2) 結婚・離婚に関する考え方

図7～9は結婚、離婚などに関する3つの考え方についてどう思うかを、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「分からない」のうちから選択した結果である。

図7は「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方に対する回答であり、「賛成」と回答した人の割合が62.8%で、反対と回答した人の割合を大きく上回っている。これには性別による大きな差異はみられない。前回調査と比較すると、「賛成」と回答した人の割合はほぼ同じだが、「反対」と回答した人の割合は上昇している。（17.6%→29.7%）また、全国調査と比較すると、「賛成」、「反対」とともに、回答した人の割合はほぼ同じである。

図8は「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という考え方に対する回答であり、「賛成」と回答した人の割合は42.9%、「反対」と回答した人の割合は44.5%と、「反対」が「賛成」をやや上回っている。これにも性別による大きな差異はみられない。前回調査と比較すると、「賛成」（34%→42.9%）、「反対」（34.2%→44.5%）ともに、回答した人の割合が上昇している。また、全国調査と比較すると、「賛成」と回答した人の割合が高くなっており、「反対」と回答した人の割合は低くなっている。

図9は「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に対する回答であり、「賛成」と回答した人の割合は44.1%、「反対」と回答した人の割合は39.2%と、「賛成」が「反対」を上回っている。これにも、性別による大きな差異はみられない。また、前回調査と比較すると、「賛成」（39.6%→44.1%）、「反対」（25.1%→39.2%）ともに回答した人の割合は上昇し、全国調査との比較では、「賛成」、「反対」とともに回答した人の割合は低くなっている。

3-2-4 男女共同参画社会について

(1) 男女共同参画社会に関する言葉

図 10 は、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」「女子差別撤廃条約」「ポジティブ・アクション」といった男女共同参画社会に関する言葉について、その認知度を問うた結果である。

それによると、「男女雇用機会均等法」を知っていると回答した人の割合は 63.9%、「男女共同参画社会基本法」は 21.5%、「ジェンダー」は 19.4%の順であり、「知らない（無回答を含む）」と回答した人の割合が 30.3%と比較的高い結果となった。これには、性別による大きな差異は見られない。

また、全国調査との比較では、すべての項目で回答した人の割合が低く、「男女共同参画社会基本法」と回答した人の割合が特に低い。

(2) 男女共同参画社会をすすめていくために行政がすべきこと

図 11 は、「男女共同参画社会を推進していくために、行政は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」の問いに対して、選択肢の中から当てはまるものを選んだ結果である。（複数回答可）これによると、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人の割合が 57.3%と最も高く、次いで「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」（49.4%）、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」（44.9%）の順であり、性別で見ると、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」と回答した人の割合が女性で高くなっている。

前回調査と質問項目が一致していないため、単純な比較はできないが、「民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する」と回答した人の割合が上昇していることがみとれる。

4. 考察とまとめ

今回の調査結果については、平成 10 年（1998 年）調査との比較による男女共同参画の進展という観点とともに、全国調査との比較による愛知県の男女共同参画の特徴をみることができる。愛知県の数値は、図 1-2～8 の「（どちらかといえば）男性のほうが優遇されている」が、全国調査よりも高くなっている。また、図 3 でもいずれの職業についても、女性が増えるほうが良いという意見が少なく、図 5 では女性が職業を持つことに対して否定的な見解が高い数値を示している。このように愛知県においては、いまだ男女共同参画および女性の社会進出に対しては消極的であるといえる。その中において特に男性にこの傾向が強いことがうかがえる。本稿では検討の対象としていないが、年代別の調査結果には 60 歳以上の男性や 20・30 歳代の男性にこの傾向が強く見られた。

それでは、ここ 10 年の男女共同社会への歩みはどうだったのだろうか。

たしかに女性の社会進出や性別役割分業に対する意識は、図 5～9 の調査結果に見られるように、全国的な状況には及ばないまでも、徐々に高まっている。ただ、ここで少々気になる結果がある。

図 2 において男女の平等をすすめるために必要なこととして、多くの人々が指摘したものは法律や制度ではなく、「社会通念や慣例、しきたり」といったインフォーマルな存在であった。そして、図 4 に見られるように、女性の参画が進んでいない理由として平成 10 年調査 (1998 年) には「男性優位の組織運営」や「女性の能力開発の機会が不十分」が多くあげられていたが、平成 20 年 (2008 年) の調査ではそれぞれ、73.0% から 55.7%、33.1% から 20.9% へと大幅に減少している。逆に、「家庭の支援・協力が得られない」は 24.3% から 42.6% (女性に限っては 44.8%) に大幅に増加している。

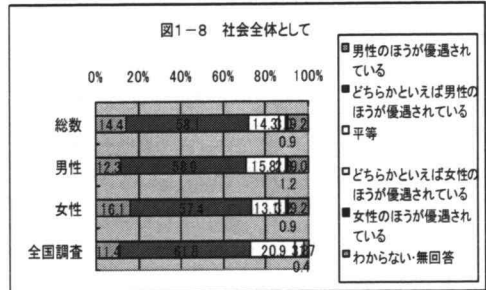
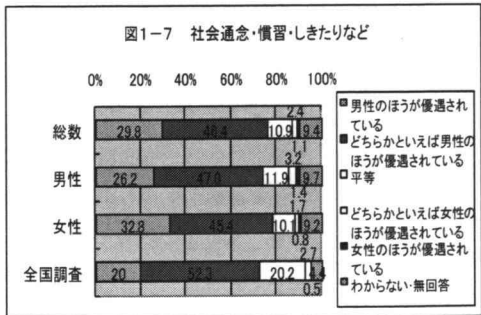
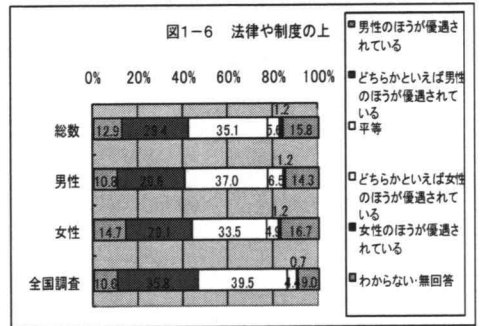
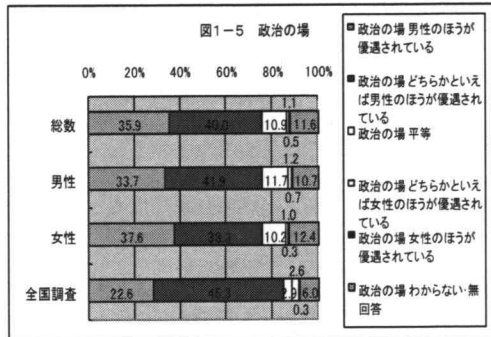
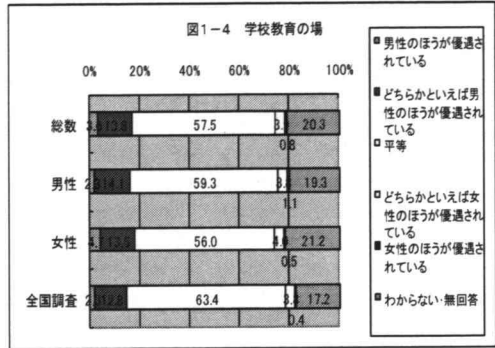
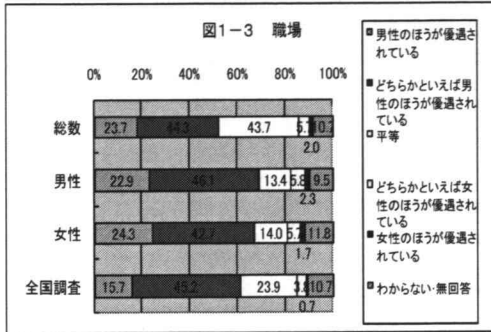
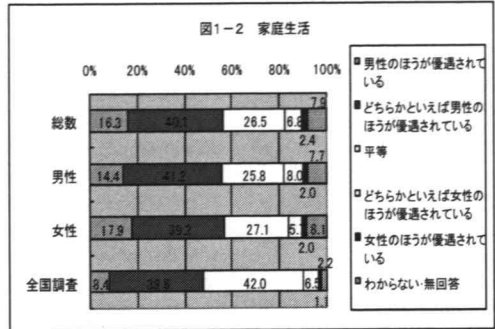
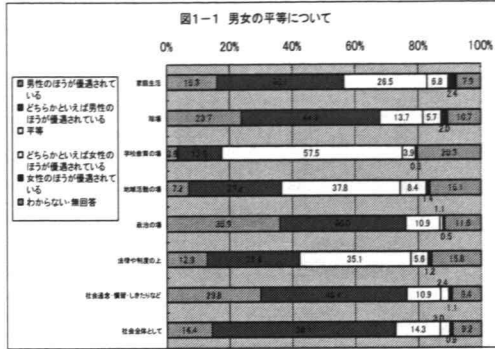
第 2 節で確認したように、愛知県における男女共同参画に関する施策は、10 年ほど前に施設や制度の整備といったインフラストラクチャーを整備することから、意識改革や現場レベルでの問題解決を目指す試みへと大きく方針を転換している。今回の調査結果もまた、そうした施策の必要性をあらわしているといえるだろう。制度や施設の整備とはまったく違った視点での男女共同参画社会構築が求められているのだ。図 1 1 はそうした県民の声を如実にあらわしている。そこで求められているのは、啓発の場や法律や制度ではなく、官公庁における政策決定の場を女性に開放することでもない。民間企業の管理職に女性を登用するよう支援するといった、多くの女性それも現に職についている女性にとって切実な問題を解決することが求められているのだ。

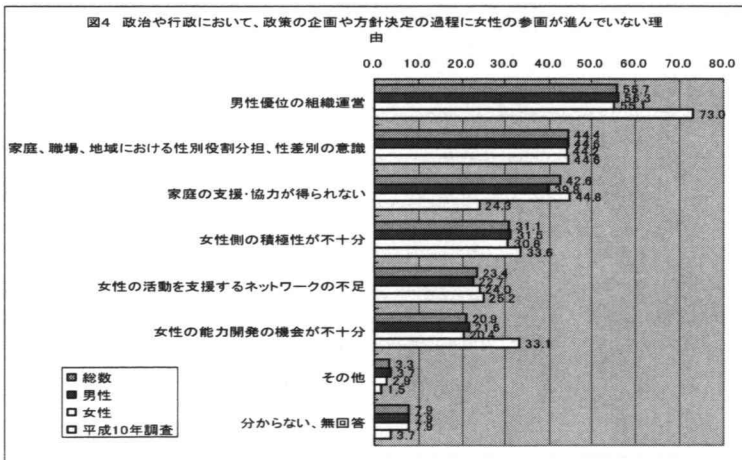
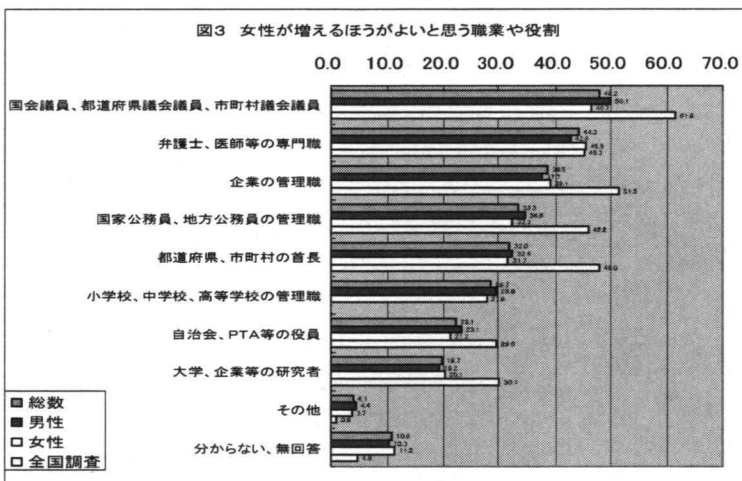
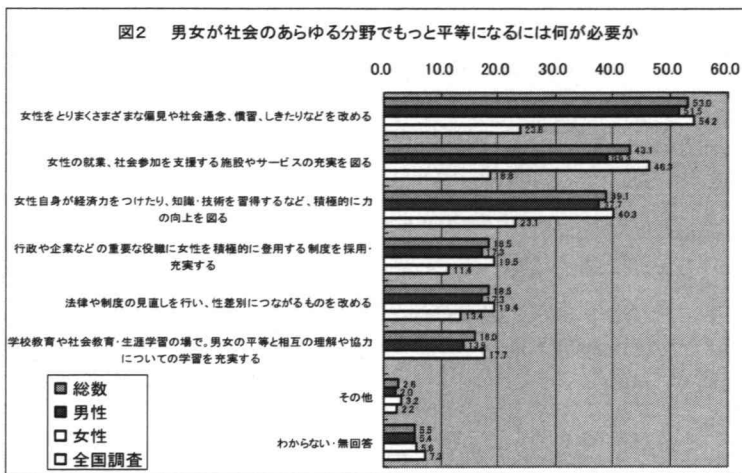
以上、検討してきたように、他都道府県に比べて決して歩みがはやいとはいえない愛知県の男女共同参画であるが、平成 10 年 (1998 年) 調査との比較では、確実に認識が高まり、それと同時に問題が各個人の問題として現実化している。今後の行政には、こうした状況を踏まえた上での個別的な対応が求められているといえる。

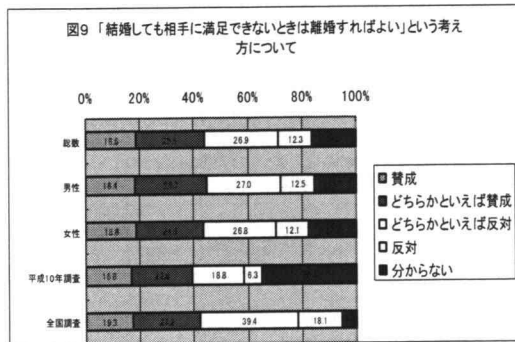
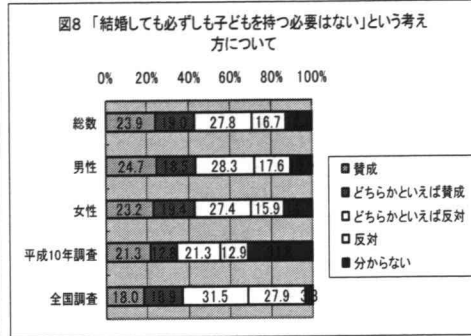
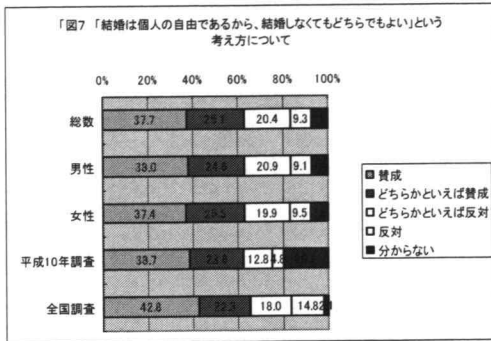
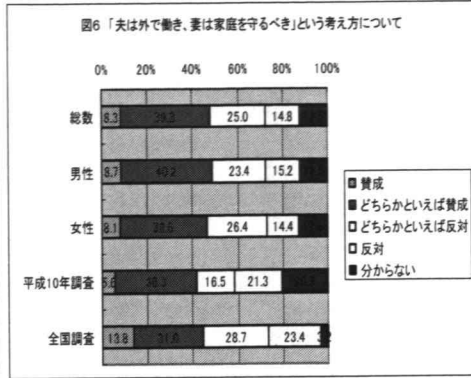
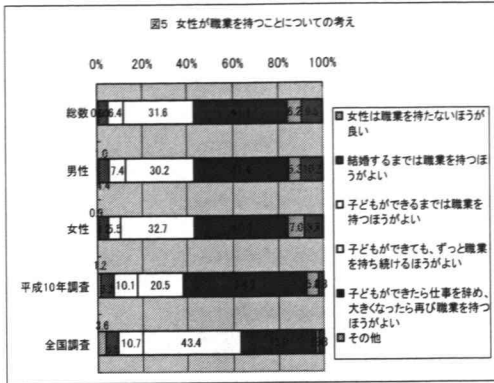
表1 愛知県の男女共同参画に関する年表

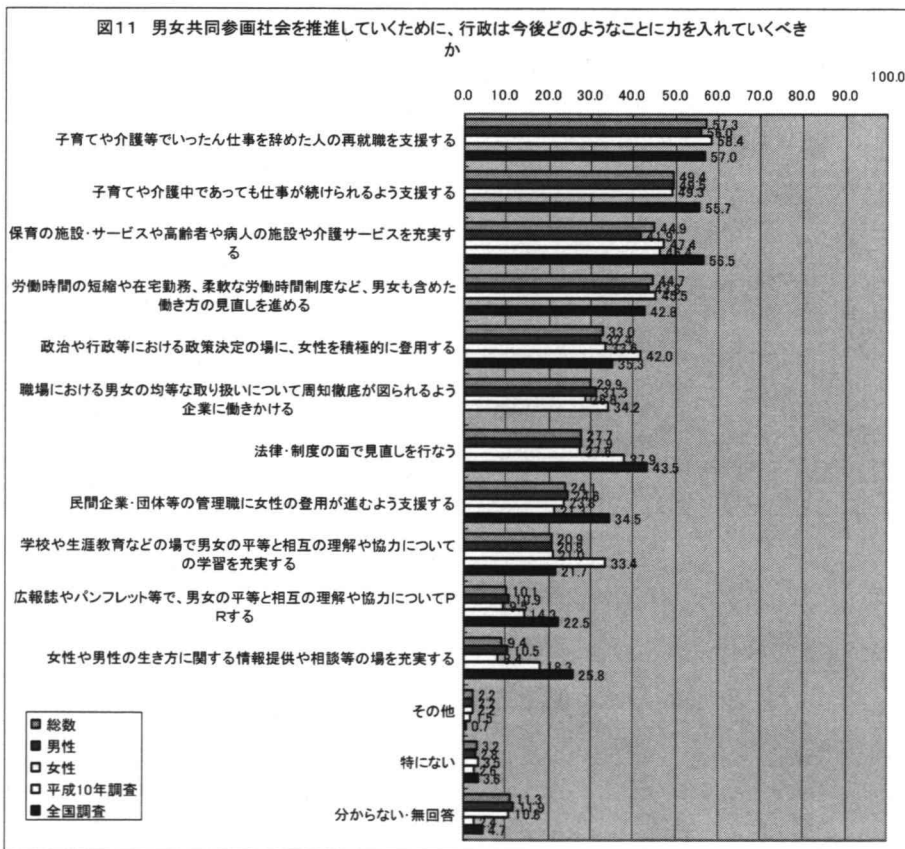
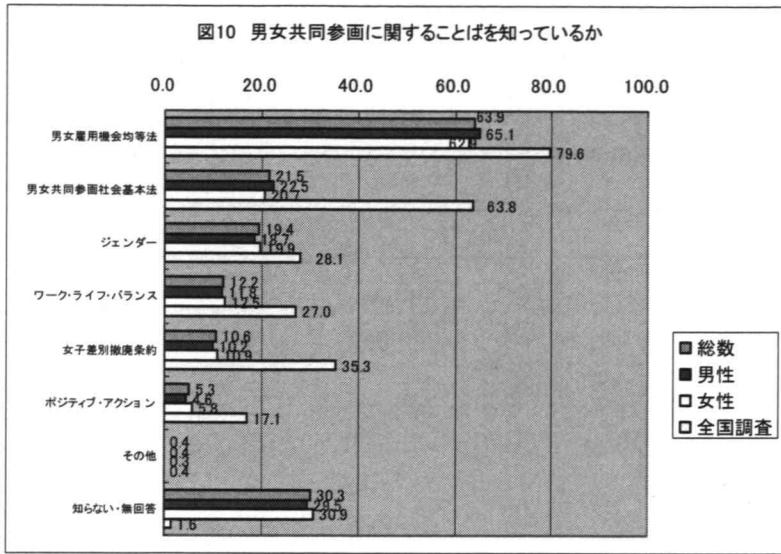
年	男女共同参画関連施策
昭和51年(1976)	4月 総務部に青少年婦人室を設置
	4月 婦人悩みごと相談開設(県民サービスセンター内)
	7月 「愛知県婦人関係行政推進会議」設置
	9月 「愛知県婦人問題懇話会」開催(以後毎年度)
10月 県婦人団体連盟結成	
昭和52年(1977)	3月 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成(平成3年度まで毎年)
	3月 「婦人関係行政の概要」作成(以後毎年度)
	3月 「愛知の婦人-ちやるま-」発行(平成7年度まで毎年)
昭和53年(1978)	3月 「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける
	4月 県事務所に婦人問題総合窓口を設置
	4月 婦人労働サービスセンター開設
	4月 保育大学校開設
昭和54年(1979)	4月 母子福祉会館開館
昭和55年(1980)	11月 「昭和55年度北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」開催(総理府共催)
昭和56年(1981)	4月 「婦人職業サービスルーム」の開設(一宮県民サービスコーナー内)
	6月 「婦人情報資料コーナー」開設(県民サービスセンター内)
昭和57年(1982)	3月 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
昭和58年(1983)	4月 婦人問題開発事業開始
10月 「婦人労働週間シンポジウム」開催	
昭和59年(1984)	3月 婦人情報システム構想研究会開催
	4月 市町村婦人対策推進事業費補助制度開始
	11月 婦人地域活動者表彰制度開始
昭和60年(1985)	4月~11月 「国連婦人の十年」記念事業実施
昭和61年(1986)	4月 グループ・サークルカウンセリング事業開始
	8月~11月 地域婦人フォーラム実施
	11月 婦人情報・相談・交流コーナー開設
昭和62年(1987)	4月 女性グループ活動交流事業開始
昭和63年(1988)	4月 高辻センター開館
平成元年(1989)	3月 「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける
	10月 「あいち女性プラン」策定
平成2年(1990)	4月 地域実践活動交流事業開始
	7月 白菊荘改築
平成3年(1991)	3月 女性総合センター基本計画策定
	5月 婦人週間記念フォーラム開始(平成7まで毎年)
	11月 あいち女性プラン推進研究会設置
平成4年(1992)	9月 市町村女性行政担当者研修会開始
平成5年(1995)	4月 「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更
	4月 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定
	10月 市町村女性行政主管課長会議開始
11月 女性総合センター情報システムの基本設計	
平成6年(1994)	3月 「あいち農山漁村女性プラン」策定
	5月 県女性地域実践活動交流協議会結成
平成7年(1995)	4月~11月 「第4回世界女性会議」記念事業実施
	7月 平成7年度東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催
	4月 財団法人あいち女性総合センター設置
平成8年(1996)	「あいち女性プラン」研究会設置
	5月 愛知県女性総合センター開館
	9月 女性参政50年記念フォーラム開催
平成9年(1997)	2月 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言
	9月 男女共同参画推進地域フォーラム開催
	10月 「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
11月 「平成9年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府共催)	
平成10年(1998)	3月 「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)
	10月 あいち男女共同参画推進市町村サミット開催
平成11年(1999)	11月 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催)
平成12年(2000)	3月 「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催(名古屋市・豊橋市)
	9月 男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平成13年(2001)	3月 「あいち男女共同参画新プラン21-個性が輝く社会をめざして-」策定
	9月 愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向について」
	11月 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向について」
平成14年(2002)	4月 愛知県男女共同参画推進条例施行
	4月 愛知県男女共同参画審議会発足
	10月 愛知県男女共同参画相談委員制度発足
平成15年(2003)	7月 「男女共同参画社会の実現に向けて~県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割~」答申
	10月 男女共同参画フォーラム開催
平成16年(2004)	3月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定
	10月 男女共同参画チャレンジフェスタ開催
平成17年(2005)	2月 男女共同参画チャレンジ応援劇の上演
	3月 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定
	3月 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定
	7月 男女共同参画フォーラム in あいち開催(内閣府・名古屋市共催)
12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
平成18年(2006)	3月 「愛知県男女共同参画審議会答申」男女共同参画施策の当面する課題~あいち男女共同参画プラン2
	7月~8月 産学官の連携により連続公開講座開催(あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム)
	10月 「あいち男女共同参画プラン21-個性が輝く社会をめざして-」改定
平成19年(2007)	7月~ 女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ相談」実施
	11月 産学官の連携によりシンポジウム開催(あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主)
11~12月 女性のチャレンジ支援事業「女性のチャレンジ・サポート講座」開催	
平成20年(2008)	1月 「女性のチャレンジ応援サイト 愛チャレンジ」開設
	3月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定

出典:愛知県県民生活部男女共同参画室発行「平成19年度年次報告書 あいちの男女共同参画」等より作成









(以上のグラフはすべて筆者作成。)

i 愛知県 県民生活部 社会活動推進課男女共同参画室「男女共同参画意識に関する調査（1999年2月発表）」

1. 調査の企画

- (1) 調査区域：愛知県全域
- (2) 調査対象：愛知県在住の満20歳以上の男女
- (3) 標本数：1,016人
- (4) 抽出方法：住民基本台帳に基づく層化2段無作為抽出法
- (5) 調査方法：郵送配布、郵送回収
- (6) 調査時期：1998年9月1日から9月30日まで

2. 調査内容

次の6領域にわたる計17項目の質問事項を設定。

- (1) 男女の平等について
- (2) 家庭生活や地域活動への参画について
- (3) 結婚について
- (4) 女性に対する暴力などへの対応について
- (5) 男女共同参画社会について
- (6) 調査対象者の属性

3. 回収結果

- (1) 配布数：4,195人
- (2) 回収数：1,016人
- (3) 回収率：24.2%

(<http://www.pref.aichi.jp/0000005942.html>による)

ii 内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」

1. 調査項目

- (1) 男女の地位に関する意識について
- (2) 女性の社会進出に関する意識について
- (3) 家庭生活等に関する意識について
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する意識について

2. 調査対象

- (1) 母集団 全国20歳以上の者
- (2) 標本数 5,000人
- (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法

3. 調査時期

2007年7月26日～8月12日

4. 回収結果

- (1) 有効回収数(率) 3,118人(62.4%)
- (2) 調査不能数(率) 1,882人(37.6%)

(<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-danjyo/index.html>による)

iii 本調査結果は、2008年11月27日開催の愛知県男女共同参画審議会部会で提出されたものをもとにしたものである。そのため、2009年発表の調査結果とは若干の数値の違いがある。